

第4章

緑地等の保全・整備及び 緑化推進のための施策



第4章 緑地等の保全・整備及び緑化推進のための施策

緑・緑地の配置等の方針に示した保全、活用、整備または緑化を進めるため、次の取り組みを進めます。

1. ふるさとの美しい緑を次代に引き継ぐ

(1) 森林・樹林地の保全・活用

①歴史文化財と一体となった緑の保全

- ・足利学校・^{ほんな}鑲阿寺と一体となった緑については、市街地に残る貴重な自然環境としての保全を図るとともに、歴史文化財の魅力を演出する要素として適切な維持管理に努めます。
- ・社寺境内地の樹林や屋敷林等については、保存樹・保存樹林指定などによる樹木の保全を図るとともに、市民に身近な緑、子どもの遊び場などとしての活用に努めていきます。



②北部山地の緑の適切な保全

- ・足利県立自然公園及び自然環境保全地域の緑については、良好な植物群落や野生動植物の生息地として、自然公園法及び自然環境保全法の適切な運用に基づく保全を図るとともに、良質な自然とのふれあいの場としての活用に努めます。
- ・保安林区域については、今後も水源かん養や土砂流出の防備など、公益的な機能保持の観点から、引き続き適切な保全を図ります。
- ・風致地区における緑については、県風致地区条例の適切な運用を図るとともに、緑の保全の視点から必要な制度の導入を検討します。
- ・その他の民有林については、市街地に隣接して緑豊かな環境の形成に寄与していますが、その減少が懸念されます。このため、地権者の理解と協力を求めながら、緑地の保全に配慮を加えるべき地区として位置づけ、極力その保全・活用に努めるとともに、緑の喪失した区域においては、市民との協働による森林の再生について、その可能性を検討します。
- ・森林の健全な育成と治山による国土保全の視点から、森林の間伐や急傾斜地に適した広葉樹の植林など、計画的な伐採や造林・育林を要請します。

③市街地における樹林地・屋敷林等の積極的な保全

- ・小高い山を形成して景観上の目印ともなっている東山、浅間山、明神山については、市街地に残る貴重な自然環境と位置づけ、法的な拘束力の強い特別緑地保全地区の指定による保全を図ります。
- ・平地林や屋敷林など民有地の樹林地保全にあたっては、税の優遇・減免措置、保存樹林の指定など、地権者の理解と協力を求められるような方策や、市民へ公開することによって自然とふれあい、休息や鑑賞、環境学習の場として活用する市民緑地制度の導入など、必要性や緊急性に応じて柔軟な方策を検討します。

④宅地開発等の適切な誘導

- ・宅地開発などの都市的開発に対しては、現状の地形・植生等自然特性に配慮した計画的な緑の保全や開発区域における緑化を誘導するよう、地区計画の導入や緑地協定の締結など既存法・制度の適切な運用と必要に応じた強化・充実を図ります。

⑤自然とのふれあいの場の創出

- ・足利県立自然公園においては、容易に良好な自然とふれあうことのできる余暇や休養、レクリエーションの場として活用をするため、既存施設の適切な維持・充実を図ります。
- ・市街地及び周辺における樹林地については、自然体験や環境学習の場、レクリエーションの場となるよう、市民緑地制度等を活用しながら市民へ公開するように努めます。

(2) 水辺の保全・活用**①渡良瀬川の保全**

- ・渡良瀬川の水辺地においては、水鳥や水生生物が生息できるよう水域環境や生態系の保全・再生を含め、本市の貴重な自然環境としてその保全・活用を図ります。
- ・河川の改修や河川敷における施設整備にあたっては、治水上の措置との調整を図りながら、生態系を含めた自然環境をできる限り保全する工種・工法の積極的な適用を、関係機関に要請します。
- ・市民の多様なスポーツ・レクリエーション需要に対応するため、施設の維持・充実を図ります。

②松田川等の保全・再生

- ・松田川等の中小河川については、治水上の措置との調整を図りながら、周辺の緑の保全に努めるとともに、多自然型の川づくりの推進により、生態系を含めた自然環境の保全・再生を図ります。

③親水空間の創出・活用

- ・河川や湖沼などの水辺地においては、周辺の自然環境、景観特性を活かしながら、水とふれあい、親しむことのできる空間の創出を図ります。

(3) 農地の保全・活用**①農地の保全と良好な田園景観の維持**

- ・農業振興地域農用地区域などの優良農地の保全や、集落地の屋敷林の保存樹指定などにより、ふるさとも感じさせる田園風景の維持・保全を図ります。
- ・農地としての維持・保全が可能となるよう、総合的な農業振興施策を積極的に推進します。
- ・遊休期間にある農地については、菜の花やひまわり、コスモス等の景観形成作物を導入し、水田等の有効活用を進めるなど、魅力ある田園風景の創出を図ります。

②貸し農園としての農地の活用

- ・遊休期間にある農地については、所有者との間で土地賃借・利用契約等を進め、貸し農園として市民への提供を図ります。貸し農園については、市民が野菜づくりなどの農作業を通じて、土とのふれあいや市民相互の新たな交流が生まれるようその活用を図ります。